第１回定例研修会

第１部　「三重県土地家屋調査士会会則改正の要点」

2020年7月18日（土）

三重県土地家屋調査士会　総務財務部

土地家屋調査士法の改正のポイント

①使命の明確化
（筆界を明らかにする業務の専門家と明記）

②懲戒手続の適正・合理化

③一人法人の設立が可能

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

〔令和元年６月６日成立，令和元年６月１２日公布，令和元年法律第２９号〕

現状

近年，司法書士・土地家屋調査士を取り巻く状況が大きく変化

（例）✔ 簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加
✔ ＡＤＲ手続における代理や登記所備付地図の作成等の分野において，土地家屋調査士の活躍の場が拡大
✔ 空家問題・所有者不明土地問題への対応，自然災害における復興支援等に，それぞれ専門家として参画



➡ **業務範囲の拡大や活動範囲の広域化に伴い，司法書士・土地家屋調査士の制度について，以下の課題に対応する必要**

課題❶ 専門家としての**使命**を**明確にする必要**

課題❷ 現状に即して，**懲戒手続をより合理化する必要**

課題❸ **一人法人**を認めることによる**多様なニーズへの対応が必要**

改正の概要

近年の状況の変化を踏まえ，司法書士法・土地家屋調査士法について，所要の改正を行う。

❶ 使命の明確化

司法書士・土地家屋調査士について，**専門家**としての**使命を明らかにする規定を設ける**。 司1条・調1条

＊規定のイメージ

▶ **司法書士**
「司法書士は，司法書士法の定めるところによりその業務とする登記，供託，訴訟その他の法律事務の専門家として，国民の権利を擁護し，もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」

▶ **土地家屋調査士**
「土地家屋調査士は，不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として，不動産に関する権利の明確化に寄与し，もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」



❷ 懲戒手続の適正・合理化

❷－１ 懲戒権者を法務大臣に変更

懲戒権者を「法務局又は地方法務局の長」から「法務大臣」に変更 司47条・調42条等
➡多様な事案について，法務大臣の一元的な指揮の下で，より適正・迅速な懲戒を実現

❷－２ 除斥期間を新設

懲戒事由の発生から７年経過後は，懲戒手続を開始しない制度（除斥期間）を新設
➡防御のための長期にわたる資料保管等の負担を軽減 司50条の2・調45条の2

❷－３ 戒告処分における聴聞を保障

戒告処分(※)においても聴聞手続を必須に
➡戒告処分の影響に鑑み，手続保障を充実
(※)戒告処分：再びあやまちのないよう戒める処分。業務停止等の効果はない。 司49条3項・調44条3項

❷－４ 懲戒手続中に清算が終了した法人への懲戒処分を可能に



清算が終了した司法書士法人・土地家屋調査士法人への懲戒を可能に
➡懲戒逃れを防止 司48条2項・調43条2項

❸ 一人法人の可能化

社員が一人の司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立を可能とする。 司44条・調39条等

➡ 法人運営に関する多様なニーズに対応



＊ その他

▶ **施行日**
公布の日から起算して**１年６月**を超えない範囲において政令で定める日

▶ **経過措置**
・施行の際に懲戒手続が開始されていない場合には，新法施行前の事案にも，**新法の除斥期間を適用**
・新法施行前に社員が一人になって解散した法人についても，解散後３年以内は，**法人を継続することを許容** など

【凡例】司1条･･･改正後の司法書士法第1条　調1条･･･改正後の土地家屋調査士法第1条

２　居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

３　居住環境向上用途誘導地区内においては、建築物の高さは、居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

４　居住環境向上用途誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

５　第四十四条第二項の規定は、第一項第二号又は第三項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第八十六条第一項中「第六十条の二第一項」の下に「、第六十条の二の二第一項」を加える。

第八十六条の七第一項中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「、第六十条の二の二第一項から第三項まで」を加える。

第八十七条第二項中「第五十条まで」の下に「、第六十条の二の二第四項」を加える。

第八十八条第二項中「第六十条の二第三項」の下に「、第六十条の二の二第四項」を加える。

第百一条第一項第三号中「第六十条の二第一項若しくは第二項」の下に「、第六十条の二の二第一項から第三項まで」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同法第九十条及び第九十一条の改正規定、第二条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する改正規定（第一条に係る部分に限る。）の施行の日前に都市再生特別措置法第八十八条第一項又は第二項の規定によりされた届出に係る行為については、当該改正規定による改正後の都市再生特別措置法第八十八条第五項の規定は、適用しない。

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する改正規定（第二条に係る部分に限る。）の施行の日前に都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であって、当該改正規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の都市計画法第三十三条第一項第八号（都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（屋外広告物法の一部改正）

第六条　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「市町村又は」を「市町村、」に、「市町村（」を「市町村又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に同条第二項第五号に掲げる事項を記載した市町村（」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第七条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「規定する地区整備計画をいう。」の下に「以下この項及び」を加え、「が定められている区域又は」を「地区整備計画にあつては、都市計画法第十二条の五第七項第四号に該当するものを除く。）が定められている区域又は」に改める。

（国土利用計画法の一部改正）

第八条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第九条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

政　令

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年八月一日とする。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十八号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「前三号」を「前各号」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入及び当該国立大学又は大学共同利用機関を設置する国立大学法人等の法第三十四条の三第二項に規定する業務上の余裕金をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一

内閣総理大臣　安倍　晋三

司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十九号

司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改める。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　三好　雅子

内閣総理大臣　安倍　晋三

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）附則第一条（第一号及び第三号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日は令和二年七月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年四月一日とする。

総務大臣　高市　早苗

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　安倍　晋三

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百一号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項、第二十一条第一項ただし書及び第二十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表水胞性口炎の項中「水胞性口炎」を「水疱（ほう）性口内炎」に改め、同表ブルセラ病の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同表結核病の項中「結核病」を「結核」に改め、同表ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）の項中「ピロプラズマ症」に改め、同表アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）の項中「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に改め、同表豚水胞病の項中「豚水胞病」を「豚水疱（ほう）病」に改め、同表ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）の項中「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改め、同表家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）の項中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

第二条の見出し中「消毒設備」を「衛生管理区域における消毒設備」に改める。

第六条第二号イ中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同号ロ中「水胞性口炎」を「水疱（ほう）性口内炎」に、「豚水胞病」を「豚水疱（ほう）病」に、「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改め、同条第三号中「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ感染症」を「ニューカッスル病又は家きんサルモネラ症」に改める。

第十一条中「第二項」の下に「（これらの規定を第七条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十二条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断）

第七条　第五条の規定は、法第二十五条の二第三項の政令で定める手続について準用する。

省令

○法務省令第四十三号

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）及び土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二日

法務大臣　三好　雅子

司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令

（司法書士法施行規則の一部改正）

第一条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　［略］ 第二章　［略］ ［第一節・第二節　略］ 第三節　簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の認定（第八条―第十四条） ［第三章～第五章　略］ 第六章　懲戒（第三十七条の七―第三十九条） 第七章　［略］ 第八章　日本司法書士会連合会（第四十五条・第四十五条の二） 第九章　［略］ 附則 （受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［２～４　略］ （試験の運用） **第六条**　受験者は、指定された時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。 ２　［略］ **第三節**　簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の認定 （書類等の作成） **第二十八条**　［略］ ２　司法書士は、その作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に、職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証	目次 第一章　［同上］ 第二章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の認定（第八条―第十四条） ［第三章～第五章　同上］ 第六章　懲戒（第三十八条・第三十九条） 第七章　［同上］ 第八章　日本司法書士会連合会（第四十五条） 第九章　［同上］ 附則 （受験手続） **第三条**　試験を受けようとする者は、受験申請書に、申請者の写真（提出の日前三月以内に撮影された五センチメートル平方形の無帽かつ正面上半身の背景のないもの。以下同じ。）を添えて、試験を受けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長に提出しなければならない。 ［２～４　同上］ （試験の運用） **第六条**　受験者は、試験を開始する時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。 ２　［同上］ **第三節**　簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力の認定 （書類等の作成） **第二十八条**　［同上］ ２　司法書士は、その作成した電磁的記録に、職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、連合会が発行する当該電子署名に係る電子証明書又は連合会が提供する情報に基づき

二　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（第二条関係）

改正案	現行
目次 第一章～第九章　（略） 第十章　雑則（第六十六条の二―第六十八条） 第十一章　（略） 附則	目次 第一章～第九章　（同上） 第十章　雑則（第六十七条・第六十八条） 第十一章　（同上） 附則
（土地家屋調査士の使命） 第一条　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。	（目的） 第一条　この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。
（職責） 第二条　調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならな	（職責） 第二条　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ

い。

（業務）

第三条　（略）

一～三　（略）

四　筆界特定の手続（不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五・六　（略）

七　土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

誠実にその業務を行わなければならない。

（業務）

第三条　（同上）

一～三　（同上）

四　筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五・六　（同上）

七　土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

八　（略）	八　（同上）
2～5　（略）	2～5　（同上）
（設立）	（設立）
第二十六条　調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人（調査士の業務を行うことを目的として、調査士が設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。）を設立することができる。	第二十六条　調査士は、この章の定めるところにより、土地家屋調査士法人（調査士の業務を行うことを目的として、調査士が共同して設立した法人をいう。以下「調査士法人」という。）を設立することができる。
（設立の手続）	（設立の手続）
第三十一条　調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、定款を定めなければならない。	第三十一条　調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。
2・3　（略）	2・3　（同上）
（解散）	（解散）
第三十九条　（略）	第三十九条　（同上）
一～六　（略）	一～六　（同上）
七　社員の欠亡	（新設）
（削る）	2　調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

2　調査士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。	3　調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。
3　（略）	4　（同上）
（調査士法人の継続）	（新設）
第三十九条の二　調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて調査士法人を継続することができる。	
（裁判所による監督）	（裁判所による監督）
第三十九条の三　（略）	第三十九条の二　（同上）
（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）	（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）
第三十九条の四　（略）	第三十九条の三　（同上）
（検査役の選任）	（検査役の選任）

第三十九条の五　（略）

（調査士に関する規定等の準用）

第四十一条　第一条、第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。

２　（略）

３　会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十

第三十九条の四　（同上）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等）

第四十一条　第二条、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条の規定は、調査士法人について準用する。

２　（同上）

３　会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十

一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。

4～7　（略）

（調査士に対する懲戒）

第四十二条　調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　二年以内の業務の停止

三　業務の禁止

（調査士法人に対する懲戒）

第四十三条　調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に

一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるものとする。

4～7　（同上）

（調査士に対する懲戒）

第四十二条　調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

（調査士法人に対する懲戒）

第四十三条　調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に

違反したときは、法務大臣は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一　戒告

二　二年以内の業務の全部又は一部の停止

三　解散

2　前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

（懲戒の手続）

第四十四条　何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、法務大臣に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

違反したときは、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

2　調査士法人がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（前項に規定するものを除く。）は、当該調査士法人に対し、次に掲げる処分をすることができる。ただし、当該違反が当該従たる事務所に関するものであるときに限る。

一　戒告

二　当該法務局又は地方法務局の管轄区域内にある当該調査士法人の事務所についての二年以内の業務の全部又は一部の停止

（懲戒の手続）

第四十四条　何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2　前項の規定による通知があつたときは、法務大臣は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。	2　前項の規定による通知があつたときは、同項の法務局又は地方法務局の長は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。
3　法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。	3　法務局又は地方法務局の長は、第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
4・5　（略）	4・5　（同上）
（登録取消しの制限等） 第四十五条　法務大臣は、調査士に対し第四十二条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。	（登録取消しの制限等） 第四十五条　法務局又は地方法務局の長は、調査士に対し第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。
2　調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務大臣から第四十二条各号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。	2　調査士会連合会は、調査士について前項の通告を受けた場合においては、法務局又は地方法務局の長から第四十二条第二号又は第三号に掲げる処分の手続が結了した旨の通知を受けるまでは、当該調査士について、第十五条第一項第一号又は第十六条第一項各号の規定による登録の取消しをすることができない。

（除斥期間）

第四十五条の二　懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。

（懲戒処分の公告）

第四十六条　法務大臣は、第四十二条又は第四十三条第一項の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（法務大臣に対する報告義務）

第五十五条　調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない。

（調査士及び調査士法人に関する規定の準用）

第六十五条　第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条第一項、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項、第四十四条第一項から第三項まで及び第四十六条中

（新設）

（懲戒処分の公告）

第四十六条　法務局又は地方法務局の長は、第四十二条又は第四十三条の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

（法務局等の長に対する報告義務）

第五十五条　調査士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

（調査士及び調査士法人に関する規定の準用）

第六十五条　第二十二条の規定は協会の業務について、第四十三条、第四十四条及び第四十六条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

「法務大臣」とあるのは、「第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長」と読み替えるものとする。

第十章　（略）

（権限の委任）

第六十六条の二　この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

第十章　（同上）

（新設）

日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正（案）（新旧対照表）

【改正案】	【現行】
第１章　総　　則	
（名　称）	
第１条　（略）	（同左）
（目　的）	**（目　的）**
第２条　連合会は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録に関する事務を行うことを目的とする。	**第２条**　連合会は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録に関する事務を行うことを目的とする。
（事　業）	**（事　業）**
第３条　連合会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。 ⑴　調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事項 ⑵　表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務に関する事項 ⑶　土地家屋調査士制度に関する事項 ⑷　業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項 ⑸　調査士及び調査士法人の登録に関する事項 ⑹　調査士資格の電子証明に関する事項 ⑺　届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する	**第３条**　連合会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。 ⑴　調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事項 ⑵　表示に関する登記及び土地家屋調査士制度の改善に関する事項 （新設） ⑶　業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項 ⑷　調査士及び調査士法人の登録に関する事項 ⑸　調査士資格の電子証明に関する事項 ⑹　届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する

事項 ⑻　研修に関する事項 ⑼　報酬に関する調査及び研究に関する事項 ⑽　広報に関する事項 ⑾　会報の編集及び発行に関する事項 ⑿　福利厚生及び共済に関する事項 ⒀　地図に関する調査及び研究に関する事項 ⒁　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項 ⒂　筆界特定制度及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第３条第１項第７号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）の調査及び研究に関する事項 ⒃　公共嘱託登記に関する事項 ⒄　情報の公開に関する事項 ⒅　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項 ⒆　その他連合会の目的を達成するために必要な事項 ２　前項の業務分掌及びその担当者は、理事会で定める。	事項 ⑺　研修に関する事項 ⑻　報酬に関する調査及び研究に関する事項 ⑼　広報に関する事項 ⑽　会報の編集及び発行に関する事項 ⑾　福利厚生及び共済に関する事項 ⑿　地図に関する調査及び研究に関する事項 ⒀　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項 ⒁　筆界特定制度及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第３条第１項第７号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）の調査及び研究に関する事項 ⒂　公共嘱託登記に関する事項 ⒃　情報の公開に関する事項 ⒄　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項 ⒅　その他連合会の目的を達成するために必要な事項 （同左）
（事務所の所在地） **第４条**（略）	（同左）
第２章　会の機関 **第１節　役　員** **第５条～第６条の２**（略）	（同左）

（役員の選任） **第 7 条**　役員は、総会において調査士会の調査士たる会員（以下「調査士会員」という。）のうちから選任する。ただし、理事及び監事については、調査士会員以外の者を選任することができ、また、理事のうち 3 人以内については、会長が指名した者につき、総会において選任することができる。 ２　役員の選任に関し必要な事項は、別に総会で定める規則による。	（役員の選任） **第 7 条**　役員は、総会において調査士会の調査士たる会員（以下「調査士会員」という。）のうちから選任する。ただし、理事及び監事については、調査士会員以外の者を選任することができ、また、理事のうち 3 人以内については、会長が指名した者につき、総会において選任することができる。 ２　役員の選任は、別に総会で定める役員選任規則による。
（役員の任期） **第 8 条**　（略）	（同左）
（役員の退任） **第 9 条**　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、退任する。 ⑴　法第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により登録の取消しを受けたとき。 ⑵　法第 42 条第 1 号又は第 2 号の処分を受けたとき。 ⑶　調査士法人が、法第 43 条第 1 項の規定により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき。 ⑷　調査士会の会則に基づき、その会員である資格を喪失したとき。 ⑸　調査士会員以外の役員が、法第 5 条各号（第 2 号及び第 5 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 ⑹　総会において解任の決議を受けたとき。	（役員の退任） **第 9 条**　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し、退任する。 ⑴　法第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定により登録の取消しを受けたとき。 ⑵　法第 42 条第 1 号又は第 2 号の処分を受けたとき。 ⑶　調査士法人が、法第 43 条第 1 項の規定により処分を受けた場合において、その処分事由が発生した当時、当該調査士法人の社員として在籍していたとき。 ⑷　調査士会の会則に基づき、その会員である資格を喪失したとき。 ⑸　調査士会員以外の役員が、法第 5 条各号（第 5 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。 ⑹　総会において解任の決議を受けたとき。
第２節　理事会	

第 10 条～第 14 条（略）	（同左）
第３節　総　　会 **第 15 条～第 25 条の 2**（略）	（同左）
第４節　会長会議等 **第 26 条～第 27 条**（略）	（同左）
（委員会） **第 28 条**　連合会は、必要があると認める場合には、理事会の決するところにより、特定の事項の調査、研究又は運営及び活動を行わせるため特別委員会又は各種委員会を設置することができる ２　前項の特別委員会及び各種委員会に関し必要な事項は、別に理事会で定める。	**（委員会）** **第 28 条**　連合会は、必要があると認める場合には、理事会の決するところにより、特定の事項の調査、研究又は運営及び活動を行わせるため特別委員会又は各種委員会を設置することができる。 ２　前項の特別委員会及び各種委員会に関し必要な事項は、理事会で定める。
第３章　事務局 **第 29 条～第 30 条**（略）	（同左）
第４章　調査士の登録 **第 31 条～第 39 条**（略）	（同左）
（登録の取消し） **第 40 条**　連合会は、調査士が法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その登録を取り消さなければならない。 ２　連合会は、調査士が法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。 ３　第 36 条第 2 項の規定は、前項の登録の取消しについて準用する。 ４　連合会は、第1項の規定による登録の取消	**（登録の取消し）** 第 40 条　連合会は、調査士が法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その登録を取り消さなければならない。 ２　連合会は、調査士が法第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消すことができる。 ３　第 36 条第 2 項の規定は、前項の登録の取消しについて準用する。 ４　連合会は、第1項の規定による登録の取消

しを法第15条第2項による届出に基づかないで行う場合において、同条第1項各号のいずれかに該当する事実が裁判所の判決等の客観的な資料により直接証明されないとき、又は第2項の規定により登録を取り消そうとする場合には、あらかじめ、その名あて人となるべき調査士にその旨を通知して相当の期間内に聴聞の機会を与えなければならない。	しを法第15条第2項による届出に基づかないで行う場合において、同条第1項各号のいずれかに該当する事実が裁判所の判決等の客観的な資料により直接証明されないとき、又は第2項の規定により登録を取り消そうとする場合には、あらかじめ、その名あて人となるべき調査士にその旨を通知して相当の期間内に聴聞の機会を与えなければならない。
5　連合会は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、登録を取り消された者及びその者が所属する調査士会並びにその調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に、書面により通知しなければならない。	5　連合会は、登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、登録を取り消された者及びその者が所属する調査士会並びにその調査士の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に、書面により通知しなければならない。
6　連合会は、法第 42 条各号に掲げる処分をしようとする場合における法第 45 条第 1 項の通告を受けたときは、当該処分に係る手続が結了した旨の通知を受けるまでの間は、法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 16 条第 1 項各号の規定による登録の取消しをすることができない。	6　連合会は、法務局又は地方法務局の長から法第 42 条第 2 号又は第 3 号に掲げる処分をしようとする場合における法第 45 条第 1 項の通告を受けたときは、当該処分に係る手続が結了した旨の通知を受けるまでの間は、法第 15 条第 1 項第 1 号又は第 16 条第 1 項各号の規定による登録の取消しをすることができない。
第 41 条～第 43 条（略）	（同左）
第５章　調査士法人の登録	
第 44 条（略）	（同左）
（調査士法人名簿の登録事項）	**（調査士法人名簿の登録事項）**
第 45 条　調査士法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。	**第 45 条**　調査士法人名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
⑴　調査士法人の目的及び名称並びに主たる事務所の所在地及び当該事務所に常駐	⑴　調査士法人の目的及び名称並びに主たる事務所の所在地及び当該事務所に常駐

する社員の氏名 ⑵　従たる事務所があるときは、その所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名 ⑶　社員の氏名、登録番号、所属する調査士会及び調査士名簿に登録された事務所及び住所 ⑷　代表社員の定め又は共同代表の定めがあるときは、その旨及び代表社員の氏名 ⑸　使用人である調査士がいるときは、その者の氏名、登録番号、事務所の所在地及び所属する調査士会、筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者については、その旨並びに認定の年月日及び認定番号 ⑹　成立年月日 ⑺　登録番号 ⑻　届出年月日及び届出の種別 ⑼　記載事項の変更年月日及びその事由 ⑽　合併に関する事項 ⑾　法第 43 条の規定により懲戒処分を受けたときは、処分の内容及びその年月日 ⑿　法第 56 条の規定により注意又は勧告を受けたときは、注意又は勧告の内容及びその年月日 ⒀　解散の事由及び年月日 ⒁　清算人の氏名、住所、登録番号 ⒂　破産手続開始の決定又は清算結了の年月日及びその登記の年月日 ⒃　法第 39 条の 2 の規定により調査士法人の継続をしたときはその継続の年月日	する社員の氏名 ⑵　従たる事務所があるときは、その所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名 ⑶　社員の氏名、登録番号、所属する調査士会及び調査士名簿に登録された事務所及び住所 ⑷　代表社員の定め又は共同代表の定めがあるときは、その旨及び代表社員の氏名 ⑸　使用人である調査士がいるときは、その者の氏名、登録番号、事務所の所在地及び所属する調査士会、筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる者については、その旨並びに認定の年月日及び認定番号 ⑹　成立年月日 ⑺　登録番号 ⑻　届出年月日及び届出の種別 ⑼　記載事項の変更年月日及びその事由 ⑽　合併に関する事項 ⑾　法第 43 条の規定により懲戒処分を受けたときは、処分の内容及びその年月日 ⑿　法第 56 条の規定により注意又は勧告を受けたときは、注意又は勧告の内容及びその年月日 ⒀　解散の事由及び年月日 ⒁　清算人の氏名、住所、登録番号 ⒂　破産手続開始の決定又は清算結了の年月日及びその登記の年月日 （新設）
2　筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人の名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。	2　筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人の名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

⑴　筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行う事務所 ⑵　筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる社員（以下「特定社員」という。）の氏名並びに代表特定社員を定めたときは、その旨及び氏名 3　第 32 条第 3 項の規定は、調査士法人名簿に記載し、又は記録する調査士の氏名について準用する。	⑴　筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行う事務所 ⑵　筆界に関する民間紛争解決手続の代理関係業務を行うことができる社員（以下「特定社員」という。）の氏名並びに代表特定社員を定めたときは、その旨及び氏名 3　第 32 条第 3 項の規定は、調査士法人名簿に記載し、又は記録する調査士の氏名について準用する。
第 46 条～第 55 条（略）	（同左）
第６章　登録審査会 **第 56 条～第 59 条**（略）	（同左）
第７章　電子証明 **第 59 条の 2～第 59 条の 3**（略）	（同左）
第８章　資産及び会計 **第 60 条～第 66 条**（略）	（同左）
第９章　調査士倫理 **第 66 条の 2**（略）	（同左）
第 10 章　研　　修 **（研　修）** **第 67 条**　連合会及び調査士会は、調査士の資質の向上及び業務の改善を図るため、研修を	（研　修） **第 67 条**　連合会は、調査士の資質の向上及び業務の改善を図るため、自らが主催し、又は

実施しなければならない。	ブロック協議会若しくは調査士会に委託して、研修を実施する。
2　調査士会員は、前項の研修のうち、連合会又は調査士会が指定する研修を受講しなければならない。	（新設）
3　連合会は、調査士会に対し研修事業の適正な執行を図るため、必要な助言又は支援を行う。	（新設）
4　研修の実施に関し必要な事項は、別に理事会で定める。	2　前項の研修の実施に関し必要な事項は、別に理事会で定める。
第 67 条の 2（略）	（同左）
第 11 章　調査士会及びその会員	
第 68 条（略）	（同左）
（職務規程の遵守）	（新設）
第 68 条の 2　調査士会の会員は、連合会の職務規程を遵守し業務に当たらなければならない。	
（報告義務）	**（報告義務）**
第 69 条　調査士会は、次に掲げる書面を連合会に提出しなければならない。	**第 69 条**　調査士会は、次に掲げる書面を連合会に提出しなければならない。
⑴　会則、事務所の所在並びに役員及び代議員の氏名住所を記載した書面	⑴　会則、事務所の所在並びに役員及び代議員の氏名住所を記載した書面
⑵　総会の議事録	⑵　総会の議事録
⑶　会員の氏名、事務所及び登録番号を記載した名簿	⑶　会員の氏名、事務所及び登録番号を記載した名簿
⑷　会員から提出のあった年計報告書の総合計表	⑷　会員から提出のあった年計報告書の総合計表
⑸　法第 56 条の規定により注意又は勧告を行ったときは、その内容及び年月日	⑸　法第 56 条の規定により注意又は勧告を行ったときは、その内容及び年月日

2　調査士会は、前項第1号の書面に掲げる事項に変更のあったとき、又は同項第2号及び第3号に掲げる書面を作成したときは、遅滞なく、連合会にその旨を報告し、又は提出しなければならない。	2　調査士会は、前項第1号の書面に掲げる事項に変更のあったとき、又は同項第2号及び第3号に掲げる書面を作成したときは、遅滞なく、連合会にその旨を報告し、又は提出しなければならない。
3　調査士会は、毎年4月1日及び10月1日現在の調査士会員及び調査士法人会員の数を、それぞれその月の末日までに連合会に報告しなければならない。	3　調査士会は、毎年4月1日及び10月1日現在の調査士会員及び調査士法人会員の数を、それぞれその月の末日までに連合会に報告しなければならない。
4　調査士会は、会員が法第15条第1項又は法第16条第1項に該当し、又は該当すると思料するときは、その旨を書面で連合会に報告しなければならない。	4　調査士会は、会員が法第15条第1項又は法第16条第1項に該当し、又は該当すると思料するときは、その旨を書面で連合会に報告しなければならない。
5　調査士会は、会員が退会したときは、遅滞なく、連合会に報告しなければならない。	5　調査士会は、会員が退会したときは、遅滞なく、連合会に報告しなければならない。
6　連合会は、第4項の報告に関し必要があるときは、その事実を調査し、又はその者が所属する調査士会に調査を委嘱することができるものとする。	6　連合会は、第4項の報告に関し必要があるときは、その事実を調査し、又はその者が所属する調査士会に調査を委嘱することができるものとする。
7　調査士会は、前項の委嘱を受けたときは、調査をし、その結果を連合会に報告しなければならない。	7　調査士会は、前項の委嘱を受けたときは、調査をし、その結果を連合会に報告しなければならない。
8　調査士会は、会員が法務大臣から法第42条第1号若しくは第2号又は第43条第1項第1号、第2号の処分を受けたときは、遅滞なく、その旨を連合会に報告しなければならない。	8　調査士会は、会員が法務局又は地方法務局の長から法第42条第1号若しくは第2号又は第43条第1項第1号、第2号若しくは第2項第1号、第2号の処分を受けたときは、遅滞なく、その旨を連合会に報告しなければならない。
第70条～第72条（略）	（同左）
第12章　調査士倫理 **第73条**（略）	（同左）

第 13 章　雑　則 **第 74 条～第 75 条**（略）	（同左）
附　則　（略）	
附　則　（第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 9 条、第 16 条、第 19 条、第 28 条、第 40 条、第 45 条、第 67 条、第 68 条の 2、第 69 条） （施行期日） この改正会則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和　年法律第　号）施行の日（令和2年　　月　　日）から施行する。	（新設）
別紙（第 72 条関係） **１．会費の額**（会則第 72 条第 1 項） 連合会の会費の額は、次のとおりとする。 ①　調査士会員 1 人につき月額 2,250 円 ②　調査士法人会員の 1 事務所につき月額 2,250 円とする。	**別紙（第 72 条関係）** **１．会費の額**（会則第 72 条第 1 項） 連合会の会費の額は、調査士会の 1 会員につき月額 2,250 円とする。ただし、平成 21 年 9 月末日までは、1 会員につき月額 1,750 円とする。
（削る）	**２．特別会費の額**（会則第 72 条第 3 項） 連合会の特別会費の額は、調査士会の調査士会員 1 人につき月額 1,000 円とする。ただし、特別会費の納入期間は、平成 17 年 7 月分から平成 19 年 2 月分までの 20 月分とする。
２．会費の納入方法	**３．会費及び特別会費の納入方法**

① 会費の納入の方法は、会則第 72 条第 2 項に規定する納入月（年間を 4 期とし、3 か月分を前納する。）の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数に、それぞれの会費の月額の割合による額を納入するものとする。	① 会費及び特別会費（以下「会費等」という。）の納入の方法は、会則第 72 条第 2 項に規定する納入月（年間を 4 期とし、3 か月分を前納する。）の 1 日現在の会員数に、会費等の月額の割合による額を納入するものとする。
② 会費の前期納入月の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数と納入月の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数に変更があった調査士会は、会費の納入と同時に調査士会員数及び調査士法人事務所数変更報告書を提出するものとする。	② 会費等の前期納入月の 1 日現在の会員数と納入月の 1 日現在の会員数に変更があった調査士会は、会費等の納入と同時に会員数変更報告書を提出するものとする。
③ 会費を納入後、前納した月の 1 日現在の調査士会員数及び調査士法人事務所数に変更があった調査士会は、次期納入月に納入すべき額から増減する額を精算して次期納入月に納入し、該当月の調査士会員数及び調査士法人事務所数変更報告書を提出するものとする。	③ 会費等を納入後、前納した月の 1 日現在の会員数に変更があった調査士会は、次期納入月に納入すべき額から増減する額を精算して次期納入月に納入し、該当月の会員数変更報告書を提出するものとする。

三重会会則の改正のポイント

①筆界を明らかにする業務に関する事項という内容を新たに追加します。

②調査士報告方式の運用開始等に伴い，電子証明書の取得について義務化します。

③調査士法人の職印は，原則社員ごとに定めることにします。

④義務研修に関する内容を追加します。（連合会の新人研修および年次研修を想定。）

⑤懲戒権者が法務大臣となったことにより，全会員が遵守すべき規定は，連合会が定める職務規程となります。
（連合会会則を改正し，規定をする予定。）

⑥領収書が電磁的記録にて作成，保存で

きるようになります。

⑦調査士法第 45 条の 2 に除斥期間が 7 年と明記されたことにより，事件簿の保存期間が 5 年から 7 年になります。

三重県土地家屋調査士会会則の一部改正（案）（新旧対照表）

【改正案】	【現行】
第１章　　総　則	**第１章　　総　則**
第１条～第２条　省略	第１条～第２条　省略
（事　業）	（事　業）
第３条　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。	**第３条**　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
⑴　会員の品位を保持し、その業務及び執務の改善を図るための指導及び連絡に関する事項	⑴　会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
⑵　表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務に関する事項	（新設）
⑶　日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項	⑶　日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が行う調査士の登録及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の届出の事務に関する事項
⑷　業務の改善に関する調査、研究及び統計に関する事項	⑷　業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
⑸　業務関係法規の調査及び研究に関する事項	⑸　業務関係法規の調査及び研究に関する事項
⑹　業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項	⑹　業務の改善についての調査及び研究に関する事項
⑺　研修に関する事項	⑺　統計に関する事項
⑻　広報に関する事項	

	⑻　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
⑼　福利厚生及び共済に関する事項	⑼ 筆界特定制度及び法第 3 条第 1 項第 7 号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）に関する事項
⑽　地図に関する調査及び研究に関する事項	⑽　地図に関する調査及び研究に関する事項
⑾　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項	⑾　業務の相談に関する事項
⑿　筆界特定制度及び法第 3 条第 1 項第 7 号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）に関する事項	⑿　研修に関する事項
⒀　公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に対する助言に関する事項	⒀　講演会、講習会等の開催に関する事項
⒁　業務の相談に関する事項	⒁　広報に関する事項
⒂　講演会、講習会等の開催に関する事項	⒂　福利厚生及び共済に関する事項
⒃　会員の業務に関する紛議の調停に関する事項	⒃　公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に対する助言に関する事項
⒄　本会及び会員に関する情報の公開に関する事項	⒄　会員の業務に関する紛議の調停に関する事項

⑱　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項 ⑲　その他本会の目的を達成するために必要な事項 第４条　省略 **第２章　会員の入退会等** **第１節　会　員** 第５条　省略 **第２節　入会及び退会等** 第６条 **（法人会員の入会届）** **第７条**　調査士法人は、法第53条第１項又は第４項の規定により本会の会員となったときは、会員となった日から２週間以内に、連合会の定める届出書に、法人の登記事項証明書（履歴事項証明書を含む。以下同じ。）及び法人の定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。 （第７条第２項を第８条第２項へ移動） **（登録事務等）** **第８条**　本会は、連合会会則及び連合会会則施行規則等に従い連合会の行う調	⑱　本会及び会員に関する情報の公開に関する事項 ⑲　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項 ⑳　その他本会の目的を達成するために必要な事項 第４条　省略 **第２章　会員の入退会等** **第１節　会　員** 第５条　省略 **第２節　入会及び退会等** 第６条 **（法人会員の入会届）** **第７条**　調査士法人は、法第53条第１項又は第４項の規定により本会の会員となったときは、会員となった日から２週間以内に、連合会の定める届出書に、法人の登記事項証明書及び法人の定款の写しを添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。 ２　本会は、前項の連合会に提出する届出書を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付するものとする。 **（登録事務等）** **第８条**　本会は、連合会会則及び規則に従い連合会の行う調査士の登録及び調

査士の登録及び調査士法人の届出に関する事務の一部を行う。	査士法人の届出に関する事務の一部を行う。
2　本会は、前項の事務について連合会に提出すべき書面等を受け付けたときは、遅滞なく、連合会に送付するものとする。	（第7条第2項を第8条第2項へ移動）
（電子証明書） **第８条の２**　本会に入会した調査士会員及び法人会員は、電子署名に係る電子証明書を取得しなければならない。	（第８条の２　新設）
第９条　本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。	**第９条**　本会に入会した調査士会員は、土地家屋調査士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定める印鑑（以下「職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。
2　本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。	2　本会に入会した法人会員は、調査士法人の業務上使用する印鑑（以下「調査士法人の職印」という。）を、連合会の定める印鑑届に印鑑紙を添えて、本会に提出しなければならない。
3　調査士法人の職印は、社員ごとに定める。ただし、社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は、当該代表すべき者ごとに定める。	3　調査士法人の職印は、その事務所ごとに定めることができる。
第10条～第12条　省略	第10条～第12条　省略

（調査士法人の解散届） **第 13 条**　調査士法人が解散したとき（法第 39 条第 1 項第 3 号を除く。）は、解散の日から 2 週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。 第 14 条～第 16 条　省略 （準用規定） **第 17 条**　第 8 条第 2 項の規定は、第 12 条、第 13 条、第 14 条第 1 項、第 15 条第 2 項から第 4 項まで及び前条の届出があった場合について準用する。 第 18 条～第 27 条　省略 **第３章　会の機関** **第１節　役　　員** 第 28 条～第 33 条　省略 **第２節　理 事 会** 第 34 条～第 37 条　省略 **第３節　総　会** 第 38 条～第 47 条　省略	（調査士法人の解散届） **第 13 条**　調査士法人が解散したとき（法第 39 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を除く。）は、解散の日から 2 週間以内に、連合会の定める届出書に、登記事項証明書を添えて、本会に提出するとともに、本会を経由して連合会に提出しなければならない。 第 14 条～第 16 条　省略 （準用規定） **第 17 条**　第 7 条第 2 項の規定は、第 12 条、第 13 条、第 14 条第 1 項、第 15 条第 2 項から第 4 項まで及び前条の届出があった場合について準用する。 第 18 条～第 27 条　省略 **第３章　会の機関** **第１節　役　　員** 第 28 条～第 33 条　省略 **第２節　理 事 会** 第 34 条～第 37 条　省略 **第３節　総　会**

第４節　委 員 会	第 38 条～第 47 条　省略
第 48 条～第 54 条　省略	**第４節　委 員 会**
第５節　業 務 分 掌	第 48 条～第 54 条　省略
第 55 条～第 58 条　省略	**第５節　業 務 分 掌**
第５章　資産及び会計	第 55 条～第 58 条　省略
第 59 条～第 66 条　省略	**第５章　資産及び会計**
第６章　支部及び支部長会議	第 59 条～第 66 条　省略
第１節　支　　部	**第６章　支部及び支部長会議**
第 67 条～第 71 条　省略	**第１節　支　　部**
第２節　支部長会議	第 67 条～第 71 条　省略
第 72 条～第 80 条　省略	**第２節　支部長会議**
第７章　入会金及び会費	第 72 条～第 80 条　省略
第 81 条～第 84 条　省略	**第７章　入会金及び会費**
第８章　研　　修	第 81 条～第 84 条　省略
第 85 条　省略	**第８章　研　　修**
（研修の受講）	第 85 条　省略
第 86 条　調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第 27 条で定める	

ブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。	**（研修の受講）**
2　調査士会員は、前項の研修のうち、本会又は連合会が指定する研修を受講しなければならない。	**第 86 条**　調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第 27 条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。
3　調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。	（新設）
4　調査士法人は、社員である調査士が第 1 項の研修会へ出席できるよう配慮しなければならない。	2　調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。 3　調査士法人は、社員である調査士が第 1 項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。
第９章　境界問題相談センター	**第９章　境界問題相談センター**
（境界問題相談センターの設置） 第 86 条の 2　　省略	**（境界問題相談センターの設置）** 第 86 条の 2　　省略
第 10 章　業務執行及び品位保持	**第 10 章　業務執行及び品位保持**
第 87 条～第 91 条　省略	第 87 条～第 91 条　省略
（業務の取扱い）	**（業務の取扱い）**
第 92 条　会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。	**第 92 条**　会員は、その業務を行うに当たっては、法令、通達及び本会の制定する要領等に準拠し、特別の理由がない限り、依頼を受けた順序に従い、迅速かつ適正に事件を処理しなければならない。
2　会員は、業務の適正な処理を図るため、必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互	

に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。 3　会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、業務に関して紛争が生じることのないよう努めなければならない。 **第 92 条の 2**　　省略 第 93 条～第 95 条　省略 **（領収証）** **第 96 条**　会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式による領収証正副 2 通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。 2　前項の領収証は、電磁的記録により作成及び保存することができる。 3　前 2 項の副本は、作成の日から 3 年間保存しなければならない。 **（事件簿）** **第 97 条**　会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、連合会の定める様式により、事件簿を調製しなければならない。	2　会員は、業務の適正な処理を図るため、必要に応じて依頼者等の承諾を得て、相互に資料の提供をする等必要な協力をするよう努めるものとする。 3　会員は、業務を受託するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成するなどして、業務に関して紛争が生じることのないよう努めなければならない。 **第 92 条の 2**　　省略 第 93 条～第 95 条　省略 **（領収証）** **第 96 条**　会員は、依頼者から報酬を受けたときは、連合会の定める様式による領収証正副 2 通を作成し、正本は、これに記名し、職印を押して当該依頼者に交付しなければならない。 （新設） 2　前項の副本は、作成の日から 3 年間保存しなければならない。 **（事件簿）** **第 97 条**　会員（調査士法人の社員である調査士会員を除く。）は、連合会の定める様

2　事件簿には、依頼を受けた順序に従い、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載しなければならない。 3　受託番号は、毎年更新しなければならない。 4　第1項の事件簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録により記録することができる。 5　事件簿は、その閉鎖後7年間保存しなければならない。 第98条～第104条　省略 **第11章　会の指導、調査、注意勧告** 第105条～第108条　省略 **（書類及び執務状況の調査）** **第109条**　本会は、法第55条又は施行規則第40条第3項の規定により、法務大臣に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。 2　第105条第3項の規定は、前項の調査について準用する。	式により、事件簿を調製しなければならない。 2　事件簿には、依頼を受けた順序に従い、受託番号、受託年月日、件名、依頼者の氏名・住所及び報酬額等を記載しなければならない。 3　受託番号は、毎年更新しなければならない。 4　第1項の事件簿は、磁気ディスクその他の電磁的記録により記録することができる。 5　事件簿は、その閉鎖後5年間保存しなければならない。 第98条～第104条　省略 **第11章　会の指導、調査、注意勧告** 第105条～第108条　省略 **（書類及び執務状況の調査）** **第109条**　本会は、法第55条又は施行規則第35条第3項の規定により、津地方法務局の長に報告するために必要があるときは、会員の保存する事件簿その他の関係書類又は執務状況を調査することができる。 2　第105条第3項の規定は、前項の調査につい

第110条　省略	て準用する。
第１２章　情報の公開	第110条　省略
第111条　省略	**第１２章　情報の公開**
第１３章　紛議の調停	第111条　省略
第112条～第115条　省略	**第１３章　紛議の調停**
第１４章　雑　則	第112条～第115条　省略
第116条～第118条　省略	**第１４章　雑　則**
附　則 **（施行期日）** 1　この会則は、昭和５５年７月１日から施行する。 **（経過措置）** 2　この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。	第116条～第118条　省略
附　則 この会則は、認可の日から施行する。	附　則 **（施行期日）** 1　この会則は、昭和５５年７月１日から施行する。 **（経過措置）** 2　この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。
附　則 **（施行期日）** 1　この会則は、平成１５年８月１日から施行する。 **（経過措置）** 2　この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生	附　則 この会則は、認可の日から施行する。 附　則 **（施行期日）** 1　この会則は、平成１５年８月１日から施行する。 **（経過措置）**

じた効力を妨げない。 附　則 この会則（第3条、第7条、第13条～第15条、第18条、第55条、第56条、第86条の２、第90条の２、第90条の３、第92条、第92条の２、第95条）の改正は、認可の日から施行する。 附　則 **（施行期日）** この会則（第40条の２、第46条）の改正は、認可の日（平成22年10月14日）から施行する。 附　則 **（施行期日）** この会則（第9条）の改正は、認可の日（平成25年11月6日）から施行する。 附　則 **施行期日）** この会則（第６条）の改正は、認可の日（平成 25 年 12 月 6 日）から施行する。 附　則 （第3条、第8条の2、第9条、第13条、第86条、第92条、第96条、第97条、第109条） **（施行期日）** １　この改正会則は、法務大臣認可の日（令和　年　月　日）から施行する。 （調査士法人の職印についての経過措置） ２　改正会則施行の際、改正前の会則に基づく調査士法人の職印は、次の取扱いとする。 (1)　主たる事務所又は従たる事務所に常駐する社員（社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は当該調査士法人を代表する社員）が１人である	２　この会則による改正後の規定は、この会則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この会則による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。 附　則 この会則（第3条、第7条、第13条～第15条、第18条、第55条、第56条、第86条の２、第90条の２、第90条の３、第92条、第92条の２、第95条）の改正は、認可の日から施行する。 附　則 **（施行期日）** この会則（第40条の２、第46条）の改正は、認可の日（平成22年10月14日）から施行する。 附　則 **（施行期日）** この会則（第9条）の改正は、認可の日（平成25年11月6日）から施行する。 附　則 **施行期日）** **この会則（第６条）の改正は、認可の日（平成 25 年 12 月 6 日）から施行する。**

場合、従来の主たる事務所又は従たる事務所の職印を、当該社員の職印とみなす。 (2)　主たる事務所又は従たる事務所に常駐する社員（社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めた場合は当該調査士法人を代表する社員）が２人以上である場合、従来の主たる事務所又は従たる事務所の職印を、あらかじめ指定した当該社員のうちの１人の職印とみなす。その他の当該社員は速やかに使用する職印を届け出るものとする。 (3)　社員のうち特に調査士法人を代表すべき者を定めている場合において、従たる事務所に常駐する社員が当該調査士法人を代表する社員でない場合、従来の従たる事務所の職印を廃止したものとみなす。 （事件簿の保存期間についての経過措置） ３　第97条第５項における事件簿の保存については、施行日を基準として事件簿の閉鎖後５年を経過したものは適用しない。	

第４号議案

土地家屋調査士職務規程の制定審議の件

［提案理由］

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）が令和元年６月 12 日に公布されたが、この度の改正は、専門家としての使命の明確化、多様な事案に対する法務大臣の一元的な指揮の下でのより適正・迅速な懲戒の実現と懲戒手続の合理化を図ることを目的としており、この改正に伴い土地家屋調査士が適正な業務を行う上で、全国統一の規程の制定が必要である。

ついては、日本土地家屋調査士会連合会会則に位置づける土地家屋調査士職務規程を別紙のとおり制定することについて審議したい。

なお、同規程第 12 条第２項に規定する連合会が別に定める要領については、現在、作成作業を行っており、令和３年６月１日から運用を始める予定とする。

別紙

土地家屋調査士職務規程（案）

（目的）

第１条　この規程は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての行動規範を示すことを目的とする。

（使命）

第２条　調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

（職責）

第３条　調査士は、常に品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

（法令等の遵守義務）

第４条　調査士は、法令、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）が定める会則を遵守しなければならない。

（適用の範囲）

第５条　この規程は、調査士の業務全般に適用する。

（非調査士等との提携の禁止）

第６条　調査士は、調査士会に入会している調査士又は土地家屋調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

（不当誘致行為の禁止）

第７条　調査士は、金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

（違法行為の助長の禁止）

第８条　調査士は、詐欺的な行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

（利益享受等の禁止）

第９条　調査士は、取り扱っている事件に関して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくはこれを約束してはならない。

（秘密保持の義務）

第１０条　調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上、知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第１１条　調査士は、暴力団又は暴力団員の他、それらに準ずるものと知っていて、これを不当に利用し、維持・運営に関与し、又は社会的に非難されるべき関係を有する等、密接な関係を持ってはならない。

（業務の取扱い）

第１２条　調査士は、業務を受託した場合、業務内容を確認し、その趣旨に従い適正かつ迅速に業務を処理しなければならない。

２　調査士は、その業務を行うに当たり、連合会が別に定める要領を遵守するよう努めなければならない。ただし、地域における慣習や社会的慣行等による場合はこの限りではない。

（依頼の拒否）

第１３条　調査士は、依頼（土地家屋調査士法（以下「法」という。）第３条第１項第４号及び第６号（第４号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んだ場合において、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

２　調査士は、法第３条第１項第４号若しくは第６号（第４号に関する部分に限る。）に規定する業務又は民間紛争解手続代理関係業務についての事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。

（補助者の監督責任）

第１４条　調査士は、補助者に、調査士の指揮監督の下において、その業務の補助をさせることができる。ただし、調査士の資格及び職能に基づく判断を要する事項については、補助者に行わせてはならない。

（資料等の調査・分析）

第１５条　調査士は、業務を行うに当たり、十分に資料等の調査・収集・分析に努めなければならない。

（資料等の取扱いと責務）

第１６条　調査士は、収集した資料等の取扱いについて、個人情報の保護に留意するとともに、収集した目的に従い自己の責任において使用するよう努めなければならない。

（職務上請求書の取扱い）

第１７条　調査士は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書について、調査士の職務を遂行する上で必要な場合に限って使用することができる。

（現地調査）

第１８条　調査士は、業務を行うに当たり、第15条の資料等の調査・分析に基づき、その目的に応じて現地調査を行わなければならない。

２　調査士は、前項の業務を行うに当たり、第三者の土地などに立入りを要するときは、その所有者、代理人、管理者及び占有者等（以下「関係者」という。）の許諾を求めなければならない。

（関係者との立会い）

第１９条　調査士は、業務を行うに当たり、関係者の立会いを要するときは、依頼者との協議の下に計画的に実施するよう努めなければならない。

２　調査士は、関係者と立ち会う場合、その立会人が本人又は代理人であるかを確認しなければならない。代理人については、本人との関係及び代理権限の有無を確認しなければならない。

（地域性と慣習）

第２０条　調査士は、業務を行うに当たり、業務を行う地域における慣習や社会的慣行等に留意するよう努めなければならない。

（研修の受講）

第２１条　調査士は、調査士の資質向上を図るため、連合会又は調査士会が指定する研修を受講しなければならない。

（事務管理及び調査記録等の作成と保存）

第２２条　調査士は、業務を行うに当たり、業務記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

（規程の改廃）

第２３条　この規程の改廃は、総会の決議による。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、改正日本土地家屋調査士会連合会会則の施行の日（令和２年〇月〇日）から施行する。